

# 福島避難者対応を批判

## 国連に報告書 帰還者支援と格差

【シユネーブ共同】国連人権理事会で四日、東京電力福島第一原発事故の避難者の実態を調査した専門家「避難者より帰還した人に手厚い支援を行うことは国際法の基準に反する」と日本政府の対応を批判した報告書が提出された。

報告書は、人権理が任命する特別報告者（国内避難民の人権担当）を務めたフイリピン人の弁護士セシリア・ヒメネスタマリー氏が作

成。同氏が昨年九月十月に福島県や東京都、京都府、広島県を訪れ、政府関係者や避難者から聞き取りするなどした調査結果を踏まえている。

報告書は、日本政府が避難指示区域内からの避難者と、区域外からの自主避難者を区別し、補償や支援で差をつけたと非難した。一方、日本政府は「避難を命じられた人と自主避難者を区別していない」と主張す

る文書を提出した。

四日の人権理事会では、日本政府側が「避難者への支援など復興に向けた取り組みを継続していく。科学的根拠に基づく情報を透明性のある形で、一般市民や国際社会と共有していく」と発言。ヒメネスタマリー氏は任期が昨年十月末で終了しているため人権理事会には出ず、日本政府の意見への回答もなかった。

報告書は福島県が自主避難した人らへの住宅の無償提供を二〇一七年に打ち切る一方、帰還した人には住居費などの優遇措置が与えられていると指摘。避難した全ての人を平等に支援すべきだと政府に求めた。